

福祉機器コンテストに関する規則

1988(昭和63)年12月15日制定
1989(平成元)年10月31日改訂
1991(平成3)年12月12日改訂
1993(平成5)年12月4日改訂
1996(平成8)年3月15日改訂
1996(平成8)年11月15日改訂
1996(平成8)年12月7日改訂
1997(平成9)年10月31日改訂
2005(平成17)年6月19日改訂
2006(平成18)年11月4日改訂

(総則)

第1条 日本リハビリテーション工学協会は福祉機器に関するコンテストを実施する。このコンテストの名称は、「福祉機器コンテスト」(以下、コンテストとする)と称する。

(目的)

第2条 コンテストは、障害者、高齢者のために新しく開発された福祉機器を発掘し、優れた機器を表彰するとともに、学生を対象とした啓蒙・普及を通じてこの領域に関する認識・参画を促進することを目的とする。

(応募の種類)

第3条 コンテストに機器開発部門と学生部門をおく。学生部門には小・中・高校生の部と大学・専門学校・工業高等専門学校の部をおく。

(応募の条件)

第4条 機器開発部門の応募作品は応募者のオリジナルな開発機器・システムに限る。

- 2 応募には実物の作品が必要であり、机上プランだけのものは除外する。ただし、学生部門の小・中・高校生の部はこの限りではない。また、学生部門の大学・専門学校・工業高等専門学校の部については、模型での提案も認める。
- 3 既に市販された機器については、当該年度1年前の1月1日以降に市販されたものとする。

- 4 機器開発部門の部は企業名あるいはグループ名、個人名、複数の個人名で、学生部門は学校名あるいはグループ名、個人名、複数の個人名で応募するものとする。
- 5 選考委員は、応募できない。
- 6 事務局は、応募できない。

(応募の対象)

第 5 条 機器開発部門の応募対象は以下のものとする。

- (1) 企業に属する個人またはグループ。
 - (2) 研究機関に属する個人またはグループ
 - (3) 障害者、高齢者の生活および生活支援のための施設・団体
 - (4) その他、学生を除く一般の人
- 2 学生部門の小・中・高校生の部の応募対象は、小学校あるいは中学校、高校に属する生徒とする。
 - 3 学生部門の大学・専門学校・工業高等専門学校の部の応募対象は、大学（大学院を含む）、各種専門学校、工業高等専門学校に属する学生とする。

(賞の種類)

第 6 条 コンテストにつぎの賞をおき、副賞を授与する。

- (1) 各部最優秀賞各部一件 各部の最も優れた機器および機器の活用に対して
 - (2) 各部優秀賞各部数件 各部の優れた機器および機器の活用に対して
- 2 学生部門の小・中・高校生の部の応募については、選考委員会の判断により特別賞を付与することができる。特別賞については副賞は授与しない。

(選考)

第 7 条 賞の選考は選考委員会にて行う。

- 2 賞の選考は、オリジナリティ、障害者福祉への寄与、実用化の可能性等を基準として行う。
- 3 選考委員は、福祉機器に関する種々の領域において、福祉機器に造詣の深い委員を日本リハビリテーション工学協会理事会（以下、理事会とする）で選考し、委嘱する。

- 4 選考委員の任期は当該コンテストに関する期間とする。
- 5 選考委員会は各賞において応募作品の中に該当するものがないと判断したときは、その賞を当該コンテストについて該当者なしとすることができる。
- 6 選考委員による選考作業を支援するため、理事長が委嘱した専門委員を設けることができる。専門委員の選考については別途定める。
- 7 専門委員の任期は当該コンテストに関する期間とする。

(権利と義務)

第8条 応募作品の工業所有権および著作権はつぎの場合を除いて応募者に帰属する。

- (1) 日本リハビリテーション工学協会は、当該年度のリハ工学カンファレンスにおいて作品を展示し、協会出版物に掲載する権利を有する。
- (2) 上記(1)以外に日本リハビリテーション工学協会が指定する展示。
- (3) 上記(1)以外にコンテストの結果を公表する刊行物への掲載。

2 最優秀賞受賞者は、原則として当該年度のコンテスト表彰式に出席しなければならない。ただし、都合によりそれが不可能と認められた場合は免除することができる。

3 最優秀賞および優秀賞受賞者は、原則として当該年度の協会が指定する展示会において受賞した機器を展示しなければならない。ただし、都合によりそれが不可能と認められた場合は免除することができる。

(企画・運営)

第9条 コンテストの企画は理事会にて決定する。

第10条 理事会は、理事会の定めるコンテスト事務局にその運営を委託することができる。

(その他)

第11条 本規則に定めることその他、必要に応じ細則を定める。

第12条 本規則の改訂は、理事会にて行う。